

茶華道センターご利用団体の方へのお願い

令和2年6月1日版
船橋市茶華道センター館長

茶華道センターのご利用にあたっては、体調に変調がある場合の利用見合わせ、来館前の検温、マスク着用、手指の消毒などの感染予防のほか、下記の事項にご留意ください。詳しくは、お問い合わせください。

(1) 換気の促進

- ・茶室、和室の入り口は常時開放してください。
- ・扇風機を活用して換気を促進してください。（全9台有り）
- ・適宜、休憩をとるようにし、定期的に外気を取り入れるようにしてください。

(2) 密集・密接の防止

- ・部屋ごとに利用人数の制限を行います。（表2）
- ・発表会・茶会等、一時に不特定多数の人を集めるイベントは当面見合わせてください。
- ・会話の際は、なるべく対面を避け、声量を落とすようにしてください。

表2 茶華道センター各室の利用人数の上限

室名	第1茶室 4.5+4.5畳+水屋	第2茶室 8畳+水屋	第3茶室 10畳+水屋	第1和室 24畳+舞台	第2和室 20畳	第3和室 20畳
人数上限	6	5	7	17	14	14

(3) 利用制限

下記の用途は、例に示すような感染防止対策を講じることを利用の条件といたします。

茶道	茶器の共有をせず、使用した道具は洗浄する。 所作のみの稽古にする。
民謡、謡曲など発声を伴うもの	詞章・歌詞の朗読のみにし、参加者間の距離を2m以上あける。
体操、ヨガ、着付けなど	参加者間の接触を伴う活動は行わない。 接近している時は発声しない。
囲碁、将棋、チェス、オセロ など道具を共用して行うもの	活動前の手洗い、手指消毒を徹底し、対面する時間を極力短くして、会話は控える。

(4) 清掃

- ・利用終了時に、湿式モップで拭き掃除を行うよう、ご協力願います。替えシートはポリ袋に密閉して捨ててください。（シート及びポリ袋はご用意いたします）

(5) 利用者名簿の作成・提出

利用日ごとに施設利用者名簿を作成のうえ、ご提出ください。

名簿は、船橋市個人情報保護条例及び（公財）船橋市文化・スポーツ公社の保有する個人情報の保護に関する規程に従い管理をするとともに、1か月保存のうえ廃棄いたします。

また、必要に応じて、保健所等行政機関に提出いたします。